

平成23年度神奈川県特別職報酬等審議会委員懇談会の概要

平成23年11月17日(木)
13時00分～14時15分
新庁舎5階「第5会議室」

1 出席者

(委員) 会長 柴田 悟一 (横浜商科大学学長・横浜市立大学名誉教授)
委員 上條 茉莉子 (コペルネット株式会社代表取締役)
委員 木村 忠昭 (神奈川県商工会議所連合会副会頭)
委員 小島 周一 (横浜弁護士会会長)
委員 志村 善一 (神奈川県農業協同組合中央会会長)
委員 杉浦 尚子 (県政モニターOB会会長)
委員 野村 芳広 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長)
委員 細谷 明美 (社団法人神奈川県医師会代議員)

(当局側) 古尾谷副知事、笠井総務局長、大竹人材課長

2 議事内容

- (1) 副知事あいさつ
- (2) 特別職の給与等について
- (3) その他

3 特別職報酬等審議会委員懇談会の位置づけ

「特別職報酬等審議会」は、「議会の議員の議員報酬の額並びに知事等の給料の額」について、知事の諮問に応じて開催され、調査審議を行うものであるが、「委員懇談会」は、本来の調査審議事項の取扱いのみならず、本県の財政状況や、一般職の給与の状況などを踏まえながら、特別職全体の給与・退職手当などの水準やあり様などについて、同審議会の委員が幅広く意見交換をするための会議としている。

4 意見交換の概要

(1) 特別職の給与等について

事務局から、平成23年の人事委員会勧告の内容、特別職の報酬等及び一般職の過去の改定状況、特別職全体の給与水準等について、全国の状況を説明し、委員から意見を伺った。

○委員からの意見の概要

(知事等特別職の報酬等の改定について)

- ・ 責任の重さから考えると、知事の給与は1年ごとに退職金をならしても、企業経営者の報酬と比べて、それほど高い訳ではない。

- ・ 今回は、現行の報酬等の額を変更する必要はない。むしろこれから、いろいろ大変な局面を迎える中で、きちんと行政をやっていただくということの方が大事である。
- ・ 今までではどちらかというと削減という方向にかなりシビアな改革的なことを先頭切ってやってこられたが、知事がかわって、震災を境にして、縮小の方向ではなく、未来に向かって新しい何かをやるという時代の流れが出てきていると思うので、県民として期待する。
- ・ 知事、副知事等の給料及び議員報酬に関して、現時点では変更する理由が見いだせないため、改定の必要はない。

(知事の退職手当について)

- ・ 給料と退職手当のバランスの問題は、退職手当を含めた給与総額が高い低いという中で、相互のバランスを見るということで議論する意味がある。
- ・ 知事、副知事の職務を考慮すると、退職手当をならした年額としては高くないが、県民感情としては、退職手当を4年間でこんなにもらうのかという気持ちもある。
- ・ 年俸制ということも考えていく時期に入っているのではないか。
- ・ 特別職の任期4年間で、退職手当を支給することが本当にふさわしいのかという疑問はあるが、神奈川県だけが制度を変えることはできないであろうから、全国的に変更するための道筋として、退職手当を下げ、給料月額を高くするというのは、考慮の価値はある。
- ・ 民間ではトップの流動性が非常に高くなり、業績が良ければ、仕事に対する報酬という形で、一種の退職金のようなものとして、ボーナスをもらってやめるということがあるが、在職期間から算定する退職手当というのは、今の時代に馴染まなくなっていると考えられる。
- ・ 給与総額を調整するために、給料月額と退職手当の支給率でバランスをとっている。退職手当の支給率自体は、それほど高いとは思わない。給与総額はこのくらいが知事にふさわしい。
- ・ 現状においては、給料と退職手当のバランスを特に変更する理由はないが、今後、年俸制の議論が必要と考える。

(その他)

- ・ 議員の期末手当の支給月数3.9 5月には、一般職の勤勉手当の支給月数1.3 5月分が足されているが、知事等特別職の期末手当の支給月数2.6 月には足されていないというのは、逆のような感じがする。
- ・ 神奈川県は政令市が3つもあり、政令市との調整で、総合力を発揮するところがあるが県には求められており、相乗効果が生まれるような施策を出してほしい。
- ・ 相模原が政令市になり、今まで県が担っていた仕事を担うことになり、県に対してチェックをする議員の仕事量も相対的に減ると思うので、必要な議員定数を減少方向で是正することも、不自然ではない。
- ・ 議員定数の削減については、さらなる努力をお願いしたい。

(2) その他

今回の特別職報酬等審議会委員懇談会については、自由な意見交換の場であることから、事務局で懇談会結果の概要版を作成し、委員に確認の上、本県のホームページに公開することとした。